

(案)

地域森林計画（変更計画）書

（富士川上流森林計画区）

自 令和 4年 4月 1日  
計画期間  
至 令和14年 3月31日  
(変更年月 令和6年12月)

山 梨 県

# 地域森林計画（変更計画）書

## （富士川上流森林計画区）

### 変更理由

○ 計画の対象とする森林の区域の変更

農地から除外された現況森林を新たに編入し、転用された森林を除外する等、計画対象森林の区域を変更するものである。

○ 林道開設路線の追加

新たに林業生産基盤強化区域を設定し、林業専用道を開設することにより、木材生産体制の強化を図るため、「林道の開設及び拡張に関する計画」の路線数及び延長を追加するものである。

# 目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

## I 計画の大綱

(計画の目的) 1

### 第1 森林計画区の概況

- 1 位置及び面積 1
- 2 自然的背景 1
- 3 社会的経済的背景 1
- 4 計画区内森林の現況 1
- 5 その他(計画区内における近年の動向) 2

### 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 2

- 1 伐採立木材積 2
- 2 間伐面積 2
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 2
- 4 林道の開設及び拡張の数量 2
- 5 保安施設の整備 2
- 6 要整備森林の施業の区分別面積 2

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 2

- 1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 2
- 2 森林の整備に関する事項 2
- 3 森林の保全に関する事項 2

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域 3

- 1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積 3
- 2 地域森林計画対象森林の選定 3

<b>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b>	
1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	3
(2) 森林整備・保全の基本指針	3
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2 その他必要な事項	4
<b>第3 森林の整備に関する事項</b>	4
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	4
(2) 天然更新に関する指針	4
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	4
(4) その他必要な事項	4
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	4
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	4
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	4
(3) その他必要な事項	5
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	5
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	5
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	5
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	5

(5) 林産物の搬出方法等	5
(6) その他必要な事項	5
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	5
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	5
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	5
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	5
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	5
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	5
(6) その他必要な事項	5
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	<b>6</b>
1 森林の土地の保全に関する事項	6
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	6
(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	6
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	6
(4) その他必要な事項	6
2 保安施設に関する事項	6
(1) 保安林の整備に関する方針	6
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	6
(3) 治山事業の実施に関する方針	6
(4) 特定保安林の整備に関する事項	6
(5) その他必要な事項	6
3 鳥獣害の防止に関する事項	6
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	6
(2) その他必要な事項	6
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	6
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	6
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	6
(3) 林野火災の予防の方針	6
(4) その他必要な事項	6

<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>7</b>
1 保健機能森林の区域の基準	7
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	7
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	7
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	7
(3) その他必要な事項	7
<b>第6 計測量等</b>	<b>7</b>
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	7
2 間伐面積	7
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	7
○ 4 林道の開設及び拡張に関する計画	7
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	10
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	10
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	11
(3) 実施すべき治山事業の数量	11
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	11
<b>第7 その他必要な事項</b>	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	11

本文中、「前計画書」とは、令和6年1月公表の地域森林計画書（富士川上流森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

## I 計画の大綱

（計画の目的）

前計画書のとおり。

### 第1 森林計画区の概況

#### 1 位置及び面積

前計画書のとおり。

#### 2 自然的背景

##### （1）地形

前計画書のとおり。

##### （2）河川

前計画書のとおり。

##### （3）地質

前計画書のとおり。

##### （4）土壌

前計画書のとおり。

##### （5）気候

前計画書のとおり。

#### 3 社会的経済的背景

##### （1）人口

前計画書のとおり。

##### （2）産業別就業者数

前計画書のとおり。

##### （3）交通

前計画書のとおり。

#### 4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

##### （1）森林の所有構造

前計画書のとおり。

##### （2）森林資源の状況

前計画書のとおり。

### **(3) 保安林等の指定状況**

前計画書のとおり。

## **5 その他（計画区内における近年の動向）**

### **(1) 木質ペレット工場及びチップ工場の稼働**

前計画書のとおり。

### **(2) 「武田の杜」が森林セラピー基地に認定**

前計画書のとおり。

## **第2 前計画の実行結果の概要及びその評価**

前計画書のとおり。

### **1 伐採立木材積**

前計画書のとおり。

### **2 間伐面積**

前計画書のとおり。

### **3 人工造林及び天然更新別の造林面積**

前計画書のとおり。

### **4 林道の開設及び拡張の数量**

前計画書のとおり。

### **5 保安施設の整備**

#### **(1) 保安林の指定面積**

前計画書のとおり。

#### **(2) 治山事業施行地区数**

前計画書のとおり。

### **6 要整備森林の施業の区分別面積**

前計画書のとおり。

## **第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方**

前計画書のとおり。

### **1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項**

前計画書のとおり。

### **2 森林の整備に関する事項**

#### **(1) 人工林資源の循環利用の促進**

前計画書のとおり。

#### **(2) 森林施業の合理化**

前計画書のとおり。

### **3 森林の保全に関する事項**

前計画書のとおり。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

#### 1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積

単位 面積：ha

区分	面積			備考	
	総数	県有林	民有林		
総数	147,067	82,912	64,155		
中北林務環境事務所	甲府市	12,488	4,335	8,152	
	韮崎市	9,266	3,452	5,813	
	南アルプス市	19,333	16,893	2,440	
	北杜市	45,853	30,383	15,471	
	甲斐市	3,171	916	2,254	
	中央市	552	222	331	
	昭和町	0	0	0	
峡東林務環境事務所	山梨市	23,603	12,617	10,986	
	笛吹市	11,697	4,327	7,370	
	甲州市	21,105	9,768	11,338	

※県有林の植樹用貸地は民有林に含む。

※端数処理の関係で、総数は各市町の合計と一致しないことがある。

#### 2 地域森林計画対象森林の選定

前計画書のとおり。

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

##### (2) 森林整備・保全の基本方針

前計画書のとおり。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等  
前計画書のとおり。

## 2 その他必要な事項

### (1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

### (2) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

## 第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

#### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

#### (3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

### (2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

### (4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 3 間伐及び保育に関する基本的事項

### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

### (3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

### (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

### **(3) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項**

### **(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方**

前計画書のとおり。

### **(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方**

前計画書のとおり。

### **(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方**

前計画書のとおり。

### **(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方**

前計画書のとおり。

### **(5) 林産物の搬出方法等**

前計画書のとおり。

### **(6) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項**

前計画書のとおり。

### **(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針**

前計画書のとおり。

### **(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針**

前計画書のとおり。

### **(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

前計画書のとおり。

### **(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

前計画書のとおり。

### **(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針**

前計画書のとおり。

### **(6) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **第4 森林の保全に関する事項**

前計画書のとおり。

## **1 森林の土地の保全に関する事項**

**(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区**  
前計画書のとおり。

**(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法**

前計画書のとおり。

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

前計画書のとおり。

**(4) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **2 保安施設に関する事項**

**(1) 保安林の整備に関する方針**

前計画書のとおり。

**(2) 保安施設地区の指定に関する方針**

前計画書のとおり。

**(3) 治山事業の実施に関する方針**

前計画書のとおり。

**(4) 特定保安林の整備に関する方針**

前計画書のとおり。

**(5) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **3 鳥獣害の防止に関する事項**

**(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針**

前計画書のとおり。

**(2) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

**(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

前計画書のとおり。

**(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）**

前計画書のとおり。

**(3) 林野火災の予防の方針**

前計画書のとおり。

**(4) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事**

## 項

前計画書のとおり。

### 1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

#### (3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

### 2 間伐面積

前計画書のとおり。

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	65	61.4	39	14.8	219	69.2	119	36.5
前半5ヵ年の計画量	25	36.6	2	2.7	53	22.9	5	5.2

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙

① 開設

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲府市	見越沢	0.3	95		1	
〃	〃	〃	〃	奥御岳支線	0.4	105		2	
〃	〃	〃	〃	奥仙丈支線	3.0	110		3	
〃	〃	林業専用道	〃	竹日向1号支線	0.9	232		4	
〃	〃	〃	〃	王岳1号線支線	0.9	115		5	
〃	〃	〃	〃	荒川1号支線	2.0	110	○	6	
〃	〃	〃	〃	草鹿沢1号支線	0.5	50		7	
〃	〃	〃	〃	滝戸山1号支線	0.5	100		8	
開設(改築)	〃	林道	〃	御岳	(1.0)	4,581			
〃	〃	〃	〃	野猿谷	(0.2)	1,299			
〃	〃	〃	〃	奥仙丈	(0.1)	597			
小計				(3) 8	(1.3) 8.5				
開設	自動車道	林道	韮崎市	鳥居峠	2.1	123	○	9	
〃	〃	林業専用道	〃	御座石1号支線	1.9	46	○	10	
〃	〃	〃	〃	小字沢2号支線	1.1	71	○	11	
〃	〃	〃	〃	御座沢小武川1号支線	1.2	45	○	65	
開設(改築)	〃	林道	〃	御座沢小武川	(0.2)	3,173			
〃	〃	〃	〃	小武川	(0.4)	1,749			
〃	〃	〃	〃	小字沢	(0.4)	321			
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	(0.2)	329			
小計				(4) 4	(1.2) 6.3				
開設	自動車道	林道	南アルプス市	築山	0.3	60		12	
〃	〃	〃	〃	高尾山支線	0.8	75		13	
〃	〃	〃	〃	秋山	0.3	56		14	
〃	〃	林業専用道	〃	櫛形山支線1号支線	0.8	50	○	15	
開設(改築)	〃	林道	〃	櫛形山	(0.2)	2,459			
〃	〃	〃	〃	御座沢小武川	(0.2)	3,655			
〃	〃	〃	〃	南アルプス	(1.0)	9,441			
〃	〃	〃	〃	高尾山	(0.2)	282			
〃	〃	〃	〃	南高尾山	(0.1)	411			
小計				(5) 4	(1.7) 2.2				

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	北杜市	大平	0.5	112		16	
〃	〃	〃	〃	篠鉢山	0.3	89		17	
〃	〃	〃	〃	加久保沢	0.3	53		18	
〃	〃	〃	〃	笠無	0.3	87		19	
〃	〃	〃	〃	瑞牆平	0.3	96	○	20	
〃	〃	林業専用道	〃	大平2号支線	0.8	23	○	21	
〃	〃	〃	〃	井富1号支線	0.5	23		22	
〃	〃	〃	〃	和田1号支線	0.3	31	○	23	
〃	〃	〃	〃	観音峠大野山2号支線	1.7	101	○	24	
〃	〃	〃	〃	三沢1号支線	0.4	13		25	
〃	〃	〃	〃	三沢2号支線	0.4	13		26	
〃	〃	〃	〃	三沢3号支線	0.3	10		27	
〃	〃	〃	〃	松平1号線	0.5	32		28	
〃	〃	〃	〃	松平1号支線	0.6	45		29	
〃	〃	〃	〃	黒森1号支線	0.5	32		30	
〃	〃	〃	〃	本谷釜瀬1号支線	0.5	26		31	
〃	〃	〃	〃	本谷1号支線	0.6	32		32	
〃	〃	〃	〃	檜山1号支線	0.5	54	○	33	
〃	〃	〃	〃	檜山小森川1号支線	0.5	48		34	
〃	〃	〃	〃	檜山小森川2号支線	0.3	22		35	
〃	〃	〃	〃	小森川1号支線	2.5	110	○	36	
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳1号支線	0.3	26		37	
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川1号支線	0.8	80		38	
〃	〃	〃	〃	釜無山1号支線	0.5	32		39	
〃	〃	〃	〃	馬場1号支線	1.3	30	○	40	
開設(改築)	〃	林道	〃	日向日影	(0.2)	185			
〃	〃	〃	〃	周先ヶ原	(0.2)	245			
〃	〃	〃	〃	小川山	(0.3)	624			
〃	〃	〃	〃	檜山	(0.1)	559			
〃	〃	〃	〃	小森川	(0.1)	907			
〃	〃	〃	〃	茅ヶ岳	(0.2)	255			
〃	〃	〃	〃	並木上	(0.1)	371			
〃	〃	〃	〃	古杣川	(0.2)	808			
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川	(0.5)	2,288			
〃	〃	〃	〃	釜無山	(0.5)	672			
〃	〃	〃	〃	白須	(0.5)	72			
〃	〃	〃	〃	本村	(0.6)	50			
〃	〃	〃	〃	神宮	(0.2)	224			
〃	〃	〃	〃	滝道川	(0.5)	91			
〃	〃	〃	〃	田沢上	(0.5)	116			
〃	〃	〃	〃	釜無川右岸	(0.5)	2,024			
小計				(16) 25	(5.2) 15.5				
開設	自動車道	林道	甲斐市	安寺下福沢	0.5	75		41	
開設(改築)	〃	〃	〃	寺平千田	(0.2)	113			
小計				(1) 1	(0.2) 0.5				

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	山梨市	塩平徳和	2.0	1,334	○	42	
〃	〃	〃	〃	塚本山	0.7	214	○	43	
〃	〃	〃	〃	太良峠	2.0	200	○	44	
〃	〃	〃	〃	仏沢	0.3	82		45	
〃	〃	〃	〃	徳和大平	0.3	69		46	
〃	〃	林業専用道	〃	荒川1号支線	0.8	110	○	47	
開設(改築)	〃	林道	〃	川上牧丘	(2.0)	27,777	○		
〃	〃	〃	〃	鶏冠山	(0.3)	4,349			
〃	〃	〃	〃	乾徳山	(0.3)	1,237			
〃	〃	〃	〃	黒金山徳和	(0.3)	701			
小計				(4) 6	(2.9) 6.1				
開設	自動車道	林道	笛吹市	崩山稲山	0.5	214		48	
〃	〃	〃	〃	鶯宿中芦川	2.3	267	○	49	
〃	〃	〃	〃	大松沢	1.0	119	○	50	
〃	〃	林業専用道	〃	兜山1号支線	0.5	100		51	
〃	〃	〃	〃	京戸岩崎山1号支線	1.5	110		52	
開設(改築)	〃	林道	〃	蕪入沢上芦川	(0.2)	1,174			
〃	〃	〃	〃	大窪鶯宿	(0.5)	720			
〃	〃	〃	〃	大松沢	(0.7)	119	○		
小計				(3) 5	(1.4) 5.8				
開設	自動車道	林道	甲州市	大洞沢	0.3	98		53	
〃	〃	〃	〃	大見山	0.3	101		54	
〃	〃	〃	〃	思若美	0.3	73		55	
〃	〃	〃	〃	大ダール	0.8	152		56	
〃	〃	〃	〃	高芝	0.5	120	○	57	
〃	〃	〃	〃	日川左岸	4.1	159	○	58	
〃	〃	〃	〃	石丸湯ノ沢	1.0	1,500	○	59	
〃	〃	林業専用道	〃	日川2号支線	2.0	120	○	60	
〃	〃	〃	〃	一の平1号支線	2.5	150	○	61	
〃	〃	〃	〃	日川左岸1号支線	1.5	85		62	
〃	〃	〃	〃	砥山1号支線	2.0	120		63	
〃	〃	〃	〃	鈴庫山1号支線	1.2	105	○	64	
開設(改築)	〃	林道	〃	菱山深沢	(0.2)	876			
〃	〃	〃	〃	砥山	(0.2)	217			
〃	〃	〃	〃	泉水横手山	(0.5)	2,678			
小計				(3) 12	(0.9) 16.5				
開設合計				(39) <u>65</u>	(14.8) <u>61.4</u>				

② 改良

前計画書のとおり。

③ 舗装

前計画書のとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法  
及び時期

前計画書のとおり。

## 第7 その他必要な事項

1 保安林その法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

(3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

(4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(10) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

(11) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

(12) ユネスコエコパーク区域の施業方法

前計画書のとおり。